

全国イルミネーションランキング 第1位

ホテルナガシマに泊まる なばなの里ウインターイルミネーションと伊勢神宮

出発日 **11月3日火** [1泊2日]
11月27日金 朝2昼2夕1

旅行代金 <お一人様代金・2~3名様1室利用>
友の会員 46,800円
(一般 47,800円)
※1名様1室利用は10,000円増しとなります。



1	糸川川5:50→直江津6:50→高田7:10→新井7:30→〈上信越道〉→名古屋(昼食:名物 ひつまぶし御膳)→名古屋城→ノリタケの森→長島温泉16:00(バイクの夕食・宿泊) ※ご夕食後、バス移動にて「なばなの里ウインターイルミネーション」をお楽しみ下さい。(19:00頃~20:30頃)
2	ホテル(朝食)8:30→伊勢神宮内宮→松阪(昼食:名物 松阪牛焼肉御膳)→〈上信越道〉→新井19:30→高田19:50→直江津20:10→糸川川21:10
宿	三重県 長島温泉 ホテルナガシマ(洋室) ☎0594-45-2000

ツアートのポイント

- 1 木曾三川が注ぐ水郷地帯にある長島温泉のホテルナガシマに宿泊します。約100種類の夕食バイクをお楽しみ下さい。
- 2 なばなの里にて、国内最大級のスケールを誇るウインターイルミネーションをご覧ください。



帝国ホテル大阪に泊まる 京都御所秋季一般公開とあべのハルカス

高さ300m 日本一の超高層ビル



ツアートのポイント

- 1 伝統と歴史を受け継ぐ帝国ホテル大阪に宿泊します。
- 2 京都御所にて、5日間限定で行われる秋季一般公開をご覧ください。



出発日 **11月1日日** [1泊2日]
朝2昼2夕0

旅行代金 <お一人様代金・2名様1室利用>
友の会員 45,800円
(一般 46,800円)
※3名様1室利用は、事前にお問い合わせ下さい。
1名様1室利用は、10,000円増しとなります。



1	新井5:50→高田6:10→直江津6:30→糸川川7:30→〈北陸道〉→長浜(昼食:名物 近江牛ランチ)→あべのハルカス→大阪市17:00(夕食各自・宿泊) ※夕食オプション(事前予約制) ホテル内レストランにて洋風コースをお一人様7,500円にてご用意致します。
2	ホテル(朝食)8:30→京都御所→南禅寺(昼食:国の登録有形文化財南禅寺順正にて名物 湯豆腐御膳)→〈北陸道〉→糸川川18:30→直江津19:30→高田19:50→新井20:10
宿	大阪府 大阪市 帝国ホテル大阪(洋室) ☎06-6881-1111

〈旅行企画・実施〉 **K 頸城自動車株式会社**
新潟県知事登録国内旅行業第2-100号 (社) 全国旅行業協会会員
上越市石橋2丁目3番10号 総合旅行業務取扱管理者 吉田 学
総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取り引きに関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明のご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。

〈受託販売〉 **K 頸城観光株式会社** 観光庁長官登録 旅行業第1469号
総合旅行業務取扱管理者 清水 剛

■ お申込み (9:00~17:30) ※休日: 第2・第4土曜日と日曜日・祝日

本社 〒942-0004 上越市西本町2丁目3番21号 **TEL (025) 543-4133**

新井営業所 〒944-0044 妙高市栄町3番3号 **TEL (0255) 72-3138**

糸川川営業所 〒941-0058 糸川川市寺町2丁目9番12号 **TEL (025) 552-5311**

お申し込みのご案内(抜粋)

この旅行は、頸城自動車株式会社(以下「当社」とします。)が旅行企画・実施するもので、旅行条件は下記によるほか、当社旅行業約款・特別補償規定によります。

- 旅行中、車中はもちろん、ご参観、お食事、お宿とも係員(添乗員)がつきそって、みなさまのお世話をいたします。
- 夕食時、飲み物・カラオケは付きません。
- 天候やその他の理由で出発時間及びコースの変更をお願いすることがあります。
- 最少人員(20名)に満たないとき、または天災地震等の場合には、中止または出発日の変更をお願いすることがあります。
- 旅行の申し込みは申し込み10,000円を添えて申し込み下さい。申し込み金は旅行代金又は取り消し料または違約金の一部として取り扱います。旅行契約は申し込みをいただいた時に成立したものとします。
- お申し込み後、お客様のご都合で取消されたときは、次の取消料を申し受けます。
(出発日の20日前から8日前まで)..... 旅行代金の20%
(出発日の7日前から2日前まで)..... 旅行代金の30%
(出発日の前日)..... 旅行代金の40%
(出発日及び無連絡不参加)..... 旅行代金の50%
(旅行開始後前送放棄)..... 旅行代金の全額

- 個人情報について
当社及び受託旅行者は、旅行申込の際に提出された個人情報について、お客様との連絡の当社に利用させていただく他、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社及び受託旅行者では①会社及び提供する企業の商品やサービス、キャンペーンの案内②旅行参加後のご意見やご感想提供のお願い③各種アンケートのお願い④特典サービスの提供等にお客様の個人情報を利用していただくことがあります。氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡に必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループの営業案内、旅行内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用してさせていただきます。
- 旅行契約の取消
当社は天災地震、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運送計画によらない超過サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。その変更とともない旅行代金を変更することもあります。
- 当社による旅行契約の解除
次の場合、当社は契約を解除する場合があります。代金不払い、申込条件の不適合、病気、団体行動への支障、当社の関与し得ない事由により旅行の円滑な実施が不可能なとき等。

- 当チラシは、2015年8月1日を基準としておりますが、運輸機関のスケジュール、運賃などの変更或いは見舞場所の都合により、日程及び旅行代金を変更することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 特別補償制度
当社は、当社の故意又は過失に基づく損害賠償責任が生ずるかどうかを問わず、標準旅行業約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が、企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、身体又は手荷物の上に被らされた一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。ただし、身体又は手荷物の損害については14日以内に当社に対して通知があった場合とします。
- 免責事項
次の場合当社はその賠償の責任を負いません。天災地震・同盟罷業・不可抗力の事由・盗難・疾病などにより生じた損害。お客様の故意又は過失・法令・公序良俗などに反する行為。運輸・宿泊機関など当社以外の責めによって生じた損害について、当社は責任を負いかねますのでご了承ください。
- このパンフレットは、旅行業法第12条の4及び5による説明書面・契約書面の一部になります。
- 写真は全てイメージです。

*** 海外用 ***

■募集型企画旅行契約 この旅行は、頸城観光株式会社(以下「当社」という)が企画・実施するもので、お客様は当社が募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。

■旅行契約の申込み

旅行代金の申込	10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上30万円未満
申込の申込金(おひとり)	5千円以上	2万円以上	3万円以上

■旅行契約の成立時点 旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し申込みまたは旅行代金(お支払い対象旅行代金)を受領した時に成立します。(通信契約の場合は除きます。)

■お支払い対象旅行代金 「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告価格表示欄に記載された金額(以下「表示代金」という)と後記「追加代金」の合計額から、後記「割引代金」を差し引いた金額(以下、本旅行条件書内では単に「旅行代金」という)をいいます。また、この旅行代金が「申込金」「取消料」「変更補償金」の支払いの際の基準となります。

■「表示代金」に含まれるもの(一部例示) 以下のものが含まれています。(いずれも募集型企画旅行中または旅行日程として表示されたもの) ①航空・船旅・鉄道等利用運送機関の運賃 ②送迎・移動のバス等の代金 ③観光・視察に係る代金 ④ホテル宿泊代金 ⑤食事代金 ⑥コンダクター同行代金 ⑦受託手荷物運賃代金(お1人様20kg以内が原則)

■「表示代金」に含まれないもの(一部例示) ①渡航手續経費(旅券・査証取得費用等) ②国内の自宅から発着空港等までの交通費や宿泊費等 ③国内における空港施設使用料 ④規定の重量・容積・個数の超過による超過手荷物料 ⑤クリーニング、電話料、ホテルのボーイ・メイト等へのチップ、その他追加飲食等の個人的諸費用 ⑥傷害・疾病に関する医療費等 ⑦国外の空港税・出国税等 ⑧「オプションメニュー」等と呼称し、現地で他社等が希望者のみを募って実施する旅行 ⑨運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異なる変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限る。) ⑩その他募集広告にて「○○料金」と称したものの

■旅行代金のお支払い 申込時または旅行契約成立時点以降、旅行開始前指定期日(原則として21日前)迄にお支払いいただきます。

■旅行契約の解除 お客様は一定の場合を除き、次に定める取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除できます。

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
(1) 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始の前日(前日)から計算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除するとき(2)~(4)に掲げる場合を除く	旅行代金の10%以内
(2) 旅行開始日の前日から計算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(3)~(4)に掲げる場合を除く	旅行代金の20%以内
(3) 旅行開始日の前日以前に解除する場合(4)に掲げる場合を除く	旅行代金の50%以内
(4) 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

■旅行保証 当社は別途定める契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に一定の率を乗じた変更補償金を支払います。詳しくは別途交付する詳細旅行条件書でお確かめください。

■旅行条件変更基準日 この旅行条件書は2015年8月1日です。2015年8月1日現在有効なものととして公示されている航空運賃・適用規則を基準としてお確かめください。